

## 【全国商工会連合会提出用】

(様式第14)

事業効果等状況報告期間終了日以降30日以内の日付を記入してください。  
(本記入例では、事業効果等状況報告期間終了日が令和3年2月1日の1年後の令和4年1月31日なので、以降30日以内である令和4年2月14日と記載)

令和 4年 2月 14日

全国商工会連合会 会長 殿

住 所 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38

名 称 株式会社あいち商事

代表者の役職・氏名 代表取締役 愛知 太郎 印

※共同申請の場合は連名

小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書

小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程第29条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業

(2020年5月22日交付決定 (第1回受付締切分))

2. 報告する期間

\* 補助事業終了日: 2021年1月31日

【事業効果等状況報告期間】

2021年2月 (補助事業終了日の翌月) から1年間

実績報告書(様式第8)  
の1ページ目で確認し  
てください。

3. 実施した事業の概要

(1) 補助事業者名 (補助事業実施時の名称。共同申請の場合は全参画事業者名)

株式会社あいち商事

(2) 補助事業名

ECサイトの構築による新規顧客の獲得

(3) 補助事業終了後の進捗・展開状況

従来の店舗販売に加え、ECサイトでも並行して販売を行っている。またECサイトでの販売開始に係るチラシを作成し、配布・掲示を実施している。

(4) 補助事業終了から1年間の事業成果（概要）

対象顧客が日本全国へ拡大し、従来の対面販売時に比べて全く異なる顧客と接点を持つことができている。実際のECサイトの訪問は、北海道から沖縄まで全国からアクセスがある。対面店舗の場合は休業や時間短縮のリスクがあるが、オンラインではその心配がなく、経営上のリスクヘッジとしても大きい。

また店頭に来る頻度が下がった既存顧客においても代わりにECサイトにて購入するなど選択肢が広がっており、好評をいただいている。

(5) 補助事業がもたらした効果等

a. 売上高、売上総利益【すべての補助事業者（共同申請の場合は、個々の参画事業者ごと）が対象】

(単位：千円)

項目	事業者名 (共同の場合)	①申請前	②補助事業終了後	増減率(%) [(②-①)/①×100]
売上高	A社	15,000	20,000	133%
	B社			
	C社			
売上総利益	A社	1,500	2,500	166%
	B社			
	C社			

※「①申請前」には、本補助金への応募時の「公募要領・様式2（経営計画書）」に記載した「直近1期（1年間）」の金額をご記入ください。

※「②補助事業終了後」には、上記2. の【事業効果等状況報告期間（1年間）】の金額をご記入ください。

b. 給与支給総額【応募時に「賃上げ加点<給与支給総額の増加>の適用を申請した補助事業者（共同申請の場合は、該当する参画事業者のみ）が対象】

(単位：千円)

項目	事業者名 (共同の場合)	①申請前	②補助事業終了後	増減率(%) [(②-①)/①×100]
給与支給総額	A社	10,000	10,200	102%
	B社			
	C社			

※「①申請前」には、本補助金への応募時点での「直近1期（1年間）」の金額をご記入ください。

※「②補助事業終了後」には、上記2. の【事業効果等状況報告期間（1年間）】の金額をご記入ください。

※場合によっては、本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類（賃金台帳の写し等）のご提出を求められますので、ご承知おきください。

様式第14を提出いただく際に、証拠書類（賃金台帳の写し等）を添付いただく必要はありませんが、後日、提出を求められる場合がありますので、直ちに提出できるよう準備しておいてください。

- c. 事業場内最低賃金【応募時に「賃上げ加算＜事業場内最低賃金を「地域別最低賃金＋30円以上」の水準にする＞の適用を申請した補助事業者（共同申請の場合は、該当する参画事業者のみ）が対象】

(単位：円)

項目	事業者名 (共同の場合)	①事業効果等状況報告期間の最終月時点の「地域別最低賃金」の額	②①の時点の実際の「事業場内最低賃金」の額	「地域別最低賃金」からの 上乗せ額 [②－①]
事業場内最低賃金	A社	955	990	35
	B社			
	C社			

※場合によっては、本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類（賃金台帳の写し等）のご提出を求められることがありますので、ご承知おきください。

様式第14を提出いただく際に、証拠書類（賃金台帳の写し等）を添付いただく必要はありませんが、後日、提出を求められる場合がありますので、直ちに提出できるよう準備しておいてください。